

安城市農業委員会議事録（定例会）

| | |
|-------------|--|
| 日 時 | 令和3年1月22日（金） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時30分 |
| 会 場 | 安城市役所 第23会議室 |
| 委員会を構成する委員数 | 法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名 |
| 出席委員数 | 法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 26名 |
| 欠席委員 | 都築 英治委員、岩瀬 正則委員、齋藤 卓推進委員 中嶋 邦彦推進委員 |
| 議長 | 会長 林 茂樹 |
| 事務局 | 岩瀬事務局長、村藤事務局課長、岡田課長補佐、松井主査 市川主査、細井主査、曾我主事 |
| 議事録署名者 | 5 神谷 誠 委員 10 太田 良子 委員 |

会議の記録

午後 2 時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 5 神谷 誠委員 10 太田 良子 委員

また、欠席者は 8 都築 英治委員 11 岩瀬 正則委員

27 齋藤 卓推進委員 28 中嶋 邦彦推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号 1～2 の計 2 件です。申請内容は、売買が 2 件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが 2 件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが 2 件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 3, 456 m²、畑 1, 246 m²の合計 4, 702 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 2 号議案農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 から 11 までの 11 件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が 6 件、資材置場が 1 件、通路及び排水路が 1 件、店舗が 1 件、駐車場

が1件、粘土採掘場及び作土置場が1件です。面積につきましては、田11,356.65㎡、畑1,164㎡、合計12,520.65㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号3です。申請日は令和3年1月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する畑を転用し、分家住宅を建築するものです。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。

資料1についてどこで誰がどのくらいの規模で何をするかを簡単に記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。申請地は点線で示した街区の面積が約6,500㎡、うち農地面積が約3,000㎡、宅地が約3,500㎡となっており、街区内の宅地化率が40%の基準を超えていることから、許可見込みのある立地条件・第3種農地とみております。

事業期間につきましては、令和3年3月1日から着工し、令和3年8月25日に完成する計画となっております。土地利用計画については、資料4でご説明します。周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界にコンクリートブロックを設置するため、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画になっています。排水計画について、汚水は下水道に、雨水については敷地内の集水桝で集水し、最終桝を経由し、北側側溝へ放流する計画となっています。許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む11件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号11です。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、1月15日金曜日に、都築英治委員と岩瀬正則委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第3号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

相続税の納税猶予は、農業を営んでいた者から相続により農地を取得し、引き続き農業を営む場合に、一定の要件をもとに相続税の納税が猶予されるものです。申請者がこの猶予を受けるために、農業委員会は相続税の納税猶予に関する適格者証明願に基づき、「現地が農地として保全されているか」など要件に該当するか審査し、適格であると認められる場合に証明書を発行します。

今回の申請は、受付番号1の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田5,375㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4 第4号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

畑・樹園地利用促進制度は、畑及び樹園地の利用権の取得を促進させることで、畑及び樹園地における遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び果樹の生産の振興を図ることを目的としております。10a未満の農地の耕作を希望する方を「たのしみ農業者」、10a以上の農地の耕作を希望する方を「畑・樹園地担い手農業者」として、要件を満たした場合に、試行期間を1年設け、試行期間終了後は3年以上農地を借りることができます。

それでは、「令和2年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和3年2月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が4,624㎡、期間満了による更新の面積が12,982㎡、合計17,606㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の

強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、2月15日付けで公告させていただきます。

次ページ以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第1号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5報告第1号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号63から66及び1から2の6件です。転用行為別にみますと、戸建住宅の建築が1件、住宅の建築が4件、駐車場の設置が1件です。面積は、田1,101㎡、畑1,256.3㎡の合計2,357.3㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号119から132の14件です。解約事由別にみますと、売却するため8件、転用するため1件、他者に賃貸しするため4件、転用及自作のため1件です。面積は、田27,380.66㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号6の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田2,770㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項1について岡田課長補佐から次のとおり説明があった。

では、「1」の「令和2年農業委員会活動報告について」は、当農業委員会の昨年1年間の活動状況を報告するものでございまして、毎年この1月の定例会の議題としているものです。

資料は2種類ございますが、一つは定例会の資料1、1ページから4ページま

で、それから、もう一つは別冊としてお配りしてある令和2年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、資料1の1ページから4ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思います。

それでは、ここからの説明は、少々長くなりますが、別冊の令和2年農業委員会報告書に沿って行いますので、その1ページをご覧ください。

まず、農地法第3条による申請の処理状況についてご説明いたします。

(1)の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定の件数と面積がございます。合計では44件、74,300㎡余りの申請がありました。

次に、2ページをご覧ください。農地法4条及び5条、つまり転用の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。

表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。

このうち、下段の一般の案件の5条転用許可につきましては、件数では分家住宅が70件と最も多く、面積では、粘土採掘場の一時転用などを含む駐車場・資材置場用地が、約99,000㎡と最も大きくなっております。

以上のものを始めとするすべての転用の合計は、件数にして258件、面積で約22haでしたので、前年の面積約25haと比較すると3haほど減少しております。なお、ここ10年の転用面積は、年間20ha前後で推移していますので、大体これと同じ程度であったということが言えます。

続いて3ページをご覧ください。こちらには農地法3条から5条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち3条申請は、里町と高棚町が4件ずつで最も多くなっております。

また、4条では町ごとの差はあまりありませんでしたが、5条では桜井町が35件と、区画整理事業の施工区域内における届出が、昨年と変わらず多い結果となりました。

続いて4ページですが、こちらは農地法第18条の処理状況、つまり賃借権の合意解約の届出に関するもので、合計では132件、約199,000㎡ございました。

続きまして、5ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請が4件、6,267㎡ございました。

続いて、6ページの、比較対照表をご覧ください。この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、平成31年及び令和元年と、令和2年とで比較できるようにしたのですが、全体としては件数、面積ともに減ってお

ります。

次に、7ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画についてでございますが、まず、上の(1)の表には、昨年中に設定された利用権の面積を集計しております。このうち、農地中間管理事業又は相対によるものの合計は、約2,953,000㎡で、畑・樹園地利用促進制度によるものの合計は、約33,000㎡でございました。

次に、下の(2)の表は、現在市内の農地において設定されているすべての利用権の状況を集計したのですが、ここでいう利用権というのは、昨年4月に農地中間管理事業に統合されました旧円滑化事業はもちろん、農地中間管理事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その合計面積は、227,304a、約2,273haとなっております。

そして、この面積というのは、次の8ページにございます、これまでの本市の農地集積の経過を平成元年から表にしたものの最後の行、つまり、令和2年末時点の集積面積の合計と一致しております。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、62.8%と、前年よりも1%伸びております。

続きまして、10ページは、相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和2年に交付した相続税の納税猶予適格者証明は、28件ございました。

続きまして、11ページの10、農地改良届につきましては、田のかさ上げが1件、田畑転換が4件で、面積の合計は5,261㎡でございました。その下の、11の諸証明願につきましては、件数はご覧のとおりですが、それぞれの証明等がどのようなものかということが、定例会資料の3ページに記載しておりますので、後ほど併せてご覧をいただきたいと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。

まず、(1)の農地移動適正化あっせん事業、(2)の農地等利用関係紛争処理事業ですが、令和2年中の実績はございませんでした。次に、(3)の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、先月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和2年の実績は30人でございます。内訳としては新規が6人、再認定が24人で、結果、現状の認定農業者数は145人となっております。

続いて、(5)の家族経営協定活動につきましては、次の13ページをご覧ください。家族経営協定の調印が行われた実績を年度ごとに表で示してございますが、令和2年度は、今のところ2家族が調印しており、実績数の合計は69と

なっております。

次にその下、(6)の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は99筆で、約86,000㎡、不耕作地の指導対象農地は86筆で、約56,000㎡ございましたが、指導の結果、不耕作地は55筆、29,267㎡が解消されました。なお、今年度の実施結果の集計には間に合いませんでしたが、この年末年始にかけて、2件の違反転用指導対象農地が解消されましたので、この場でご報告いたします。内容としては、●●町と●●町でそれぞれ1件ずつ、合わせて4,332㎡が、これまで資材置場として使用されてまいりましたが、いずれも農地に復旧されております。

では次に、14ページをご覧ください。(7)の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は47人で、イの受給者は24人となっております。ちなみに、この制度には新旧がございます。その違いは定例会資料の4ページに解説がありますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、旧制度に基づく受給者は、現在178人いらっしゃいます。

続いて、15ページですが、(8)は、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出経緯と、内容について記載してございます。

まずアの目的ですが、この制度は農業委員会法に根拠がございまして、本市の農業が抱える課題等を踏まえ、農地等の利用の最適化をより効果的に推進するために必要と考えられる施策を、農業委員会が意見書に取りまとめて市長に提言するというものです。意見書の策定に当たっては、イにございますように、令和元年秋から約半年の間に3回の検討会を開催し、内容を精査してまいりました。そして、令和2年4月22日の農業委員会定例会での決定を経まして、同月24日に、前杉浦会長及び榊原会長職務代理者から市長に意見書を手渡ししました。なお、15ページのウ以降には、意見の内容及び市長の回答の要旨をごく簡単に記載してございます。

続きまして、17ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況が記載してございます。

そして、18ページ及び19ページの農業委員会定例会協議事項につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、20ページの研修会等参加状況につきましては、委員の皆様及び事務局が出席した会議や研修会を記載しており、また、今年に限っては、21ページに、記録に残す意味でコロナ禍の影響で参加できなかった研修会等を記載しております。

続いて、22ページ及び23ページの調査事項につきましては、転用申請などに関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載し

てございます。

そして、次の24ページにあるのは、現在の委員名簿でございます。

最後に、その次の25ページ及び26ページは、安城市の概要となっております。個々の項目についての説明は省略いたしますが、このうち(2)の農業関係のアからウまでにつきましては、5年ごとに実施される農業センサスの結果を用いることとしております。ちなみに、最も新しい調査は昨年2月1日現在で行われましたが、愛知県内の市町村ごとの結果が公表されるのは、今年の3月ごろになるそうです。つまり、やや古くはなりますが、現時点では最新の資料が平成27年2月1日現在の結果となっている都合上、昨年の報告書と内容は変わっておりませんので、ご了承をいただきますようお願いいたします。

では以上をもちまして、令和2年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項2以降について岡田課長補佐から次のとおり説明があった。

では、「2 未改善の不耕作地に係る指導文書の送付について」でございますが、資料はございませんので、口頭でのみご説明いたします。

先月の定例会で未改善と判断された不耕作地に対しまして、事務局では、今月の29日付けで再度指導文書を送付するよう準備を進めております。この指導文書につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づき、市長名で送付いたします。

ただし、この1か月の間で改善された不耕作地につきましては、指導文書の送付を取りやめる必要がありますので、そのような農地の情報を把握されている場合は、お手数ですが事務局へご報告いただきますようお願いいたします。

また、指導文書送付後に所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様の要領で指導をお願いいたします。その際にご不明な点等ございましたら、随時事務局へご相談いただければと思います。

それから、農地パトロールにおいてこれまで現地調査に当たっていただいた分の報酬につきましては、今月25日付けで、1月分の報酬と合わせて口座へ振込みをさせていただきます。ただし、明細書は月額報酬分と農地パトロール分とは別々に作成して、机上の封筒に入れてありますので、後ほどご確認くださいませようお願いします。

次に、「3 国民の祝日の変更に伴う農業委員会開催日程の変更等について」

でございますが、5ページ、資料2をご覧ください。

この夏に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されることに伴う法改正によりまして、ご覧のように令和3年の祝日に変更されることが決まっております。このうち7月のカレンダーをご覧くださいますと、当初は19日とされていた海の日が、農業委員会の開催予定日であった22日に移動し、さらにその翌日もスポーツの日となり、いずれも休日になりました。したがって、7月の農業委員会の開催日は、2日繰り下げて翌週の26日に変更させていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。なお、昨年11月の農業委員会では、今年1年間の会議の開催予定表をお配りいたしましたので、本日は以上の変更を踏まえた修正後のものをお配りいたしましたので、差し替えてご利用いただきますようお願いいたします。

また、この件に関連して、全国農業会議所及び愛知県農業会議から通知がございました。皆様には同じく11月にお配りした農業委員又は推進委員の手帳につきましては、祝日の情報が変更前の内容となっているものの、手帳そのものの再発行等を行わないため、お手数をお掛けしますが、公表されている情報を基に各自読み替え又は修正を行っていただきますよう、お詫びとともにお願いを申し上げます、とのことでございます。

続きまして、4 配付物についてですが、今月は、のうねん1月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

最後に、5 次回の予定でございますが、2月22日(月)午後1時半から市役所の第10会議室で運営委員会を、午後2時半から第23会議室で定例会を、午後3時半から研修会を開催いたします。ただし、研修会につきましては、本日はもちろんこのまま開催いたしますけど、来月につきましては、先ほどの運営委員会において、意見をいただきまして、緊急事態宣言が2月22日当日まで、もし延長されるようであれば、会議時間短縮のため、実施を延期させていただくことにします。その場合には、開催通知文で事前にお知らせをさせていただきますのでよろしくお願いたします。

それから、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場が大変混み合うことも予想されますので、さくら庁舎周辺の駐車場や市役所前の立体駐車場の利用もご検討ください。立体駐車場は3時間は無料となります。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ次のとおり説明があった。

○鳥居 英持推進委員

要望が1件、質問が1件です。

先に質問事項を申し上げます。私は●●町ですけど、●●の町内の中でも農地パトロールいわゆる調査において、違反転用があります。そこは代々何年も今の状態が続いています。その中で、状況がこのようなケースであるとお伝えして、それに対して今後どのように対応したらよいか、また、実際にそのところを現在は借地でもって借りてる人が営業してる、その内容について少し細かく説明させていただきます。

そこは元々農地でした。そこに、勝手に建物を作って工場にしてしまい、そこを使っている状態が何年も続いたと。たまたま、このことについて、借りている方が亡くなられて、その後にもたまたま他の方が借りられた、という状況です。その借りられた方がたまたまそこで居住をしているというのが現在の実態です。その旨を実は農業委員会の事務局に相談を事前にさせてもらっています。正直申し上げて、住んでいる方はたまたま借りたということであって、違法行為がされている場所だとおそらく当初は知らなかったという実態がございまして、現在は、所有者が亡くなってみえまして、遺産相続、これに引っ掛かりまして、相続を受ける方が相続放棄をしたという実態があります。そうすると、これに対して、弁護士が入ってどうするかということになるかと思うんですが、そういうような状態のところを、農業委員会としては、違法転用地として文書は当然出されると思いますけど、文書を出しても何年も続いていくと思います。何か解消方法、改善策があるのかどうか、ないのか。また、私は1月の農業新聞を見たときに、「弁護士の知見活かしたい」といったタイトルでした。安城市でも農業委員会の中では弁護士を活用してそういった方向のことも、当然検討されてみえると思いますけども、そのことに対して、今後安城市農業委員会としてはどのような対応をされるのか聞きたいです。

それから2点目で、今度は要望としまして、私もまだ今年の7月から推進委員をやっていますが、正直言って法律のことがなかなか疎くて、分かりづらい部分もあるのですが、その中で、都市計画法の要件の適格者、こういった方々が農地を転用して分家住宅を建てたいというお話もあります。その中で、これについては勉強会をされてないと思います。こうした知識が分からない部分もあるので、司法書士に聞きながら勉強をしています。そういったことも含めて、勉強会をなるべく早くやっていただきたい。ましてや、私も1年目ですけども、分からないことだらけです。できれば、1年目でも勉強会を1年の間でやっていただくようなことも検討いただき、あるいは年間のスケジュールの中で勉強会のどういうことをやるのか、ご検討をいただきたいです。

○岡田課長補佐

ありがとうございます。まずですね、ご質問の方なんですけど、これは非常に難しい問題でございますので、何年も違反転用の状態のまま残っております。中でも、経済活動の拠点にしてしまっている違反転用地はなかなか解消することが難しいです。ただ、先ほどの報告の中で●●町と●●町の違反転用地が1件ずつ解消されたら、これは相続に伴って所有者が変わるときに改善されるか、転用で別の場所を使いたい、とそういうアクションがあったときに改善されたか、何らかのきっかけがあるときに改善をするということのを待っていくしかやはりないのかなと思います。違法なものは違法ですので、文章等は送らなければいけませんし、出来る限りの指導はやっていく必要があると思いますが、そういったことを粘り強くやっていくしかないのかなと考えています。強い回答ではありませんが、よろしいでしょうか。

○鳥居 英持推進委員

ありがとうございます。長年こういうような状態が続いている中で、何か解決方法がないのかなと質問をさせていただきましたけども、やはりこれはないですかね。それとも、先ほども新聞の紙面にありましたように、弁護士の先生にそういったことを相談しながら解決方法を見出していくというようなことの対策をやられる予定があるのかなのか、どうですか。

○岡田課長補佐

弁護士に相談をするという方法も、法律的に解決する方法があれば確かに効果があるのですが、そうしたことが見つからない今の状況で相談だけをして難しいと思います。一つの方法として、今、鳥居委員からいただきましたご意見を違反転用のことだけではなくて、そのほかの方法でもそうした方法を利用していくことはもちろん考えられます。

○林 茂樹会長

今の話で、相続を放棄した場合は、誰がそこを相続するじゃないですが、誰のものになるわけですかね。

○鳥居 英持推進委員

最終的にはそういうことですよね。放棄されれば、遺族は放棄するわけです。

○林 茂樹会長

誰のものになるのか、次に相続する人が決まらなると難しい問題になるのかなと思います。

○鳥居 英持推進委員

まだその結論がおそらく出てないと思います。国に戻るのか。

○岡田課長補佐

今の件につきましては、前から委員からご相談をいただいている件でございますので、一緒に考えていきたいという風に考えております。

それからもう一つ、都市計画法の開発許可の基準の研修等というお話で、実は2月の研修会をそれにしようと思っていたのですが、緊急事態宣言が延長されなければ、ご要望に応じてそちらの方は開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。